

○草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱

平成26年12月26日

告示第368号

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の推進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の放課後児童健全育成事業を実施するための施設を、新たに整備し、または既存施設を改修する事業に対して、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行細則（昭和23年厚生省令第11号）および補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費、補助率および補助基準額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、草津市社会福祉法人等審査会による民設児童育成クラブ（児童厚生施設）の整備等に係る審議を経て市長が選定した者であって次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 公益社団法人
- (3) 公益財団法人
- (4) 一般社団法人
- (5) 一般財団法人

- (6) 学校法人
- (7) 特定非営利活動法人
- (8) 営利を目的としない団体
- (9) 株式会社
- (10) 有限会社

(交付申請書の添付書類)

第5条 補助金規則第3条第1項の補助金等交付申請書に添付する同条第1項第4号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市施設整備事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 建設予定の建物の配置図
- (3) 建物の平面図
- (4) 部屋別の室名、用途および面積が記載された書類
- (5) 備品購入計画書
- (6) 施設改修の見積書
- (7) 初度備品の見積書および備品のカタログ等の写し
- (8) 建物の賃貸借契約書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(状況報告および調査)

第6条 補助事業者等は、補助事業等の実施に際し、工事進捗状況を報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を調査することができるものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 補助金規則第13条の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市施設整備事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 完了報告書（別記様式第3号）
- (3) 整備完了写真（全ての箇所の写真を添付のこと。）
- (4) 領収書の写し
- (5) 整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の

検査済証の写し（整備する施設が新築される場合に限る。）

(6) 整備する施設に係る建築基準法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る。）

(7) 消防設備等の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条2の3第2項の検査および同法第17条の3の2の検査を受けたことを証する書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して30日を超えない日または当該補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

（関係書類の保管等）

第8条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る見積書、契約書、領収書等の関係書類を、事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、ただちに提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

付 則（平成28年5月6日告示第151号）

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、改正後の草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱は平成28年度以後に実施される補助金の交付対象となる事業に適用する。

付 則（平成30年11月15日告示第398号）

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、改正後の草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱は平成30年度以後に実施される補助金の交付対象となる事業に適用する。

付 則（令和4年9月22日告示第267号）

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、改正後の草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金交付要綱は令和4年度以後に実施される補助金の交付対象となる事業に適用する。

別表（第3条第1項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助基準額
施設整備事業	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な施設の整備および修繕ならびに既存施設の改修に要する経費	2分の1	(1) 定員が40人まで 4,000,000円 (2) 定員が80人まで 8,000,000円
備品購入事業	新たに児童育成クラブ保育事業を実施するために必要な初度備品の購入ならびに既存施設の改修に伴う必要な備品の購入に要する経費	2分の1	(1) 定員が40人まで 1,000,000円 (2) 定員が80人まで 2,000,000円

備考 既存施設の改修および当該改修に伴う必要な備品の購入に対する補助基準額は、改修前の定員数と改修後の定員数との差を定員として補助基準額を算出する。

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業計画書

1 民設児童育成クラブ施設整備者

設置・運営事業者名	名称 代表者名
施設の所在地	草津市
児童育成クラブの名称	
定員数	人
施設の所有区分	自己所有 ・ 賃貸

2 民設児童育成クラブ施設整備事業の計画

建築年度			
建物の構造			
施設の所有区分	自己所有 ・ 賃貸		
賃貸期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
賃貸料	円/月		
施設整備等の面積	整備前	m <sup>2</sup>	※整備前および整備後の部屋の平面図 (面積と主な付帯設備の位置がわかる もの)を添付 ※改修前の写真
	整備後	m <sup>2</sup>	
保育室面積	m <sup>2</sup>	静養室面積	m <sup>2</sup>
施行計画	着工予定日		
	完成予定日		
	開所予定日		
整備等に要する経費	工事費	円	整備にかかる見積書を添付

※工事費については、整備工事等にかかる費用を記入すること。

3 民設児童育成クラブ初度備品購入の計画

備品等購入費	円
備品等購入事業の内容	初度備品リスト（計画）

※見積書を添付

4 民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金申請額

補助事業の種類	支出見込額	補助基準額	補助率	補助金額
施設整備事業	円	円	1/2	円
備品購入事業	円	円	1/2	円
合 計	円	/	/	円



別記

様式第2号（第7条第1項第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業報告書

1 民設児童育成クラブ施設整備者

設置・運営事業者名	名称 代表者名
施設の所在地	草津市
児童育成クラブの名称	
施設員数	人
施設の所有区分	自己所有 ・ 賃貸

2 民設児童育成クラブ施設整備事業の実績

建築年度			
建物の構造			
施設の所有区分	自己所有 ・ 賃貸		
賃貸期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
賃貸料	円/月		
施設整備の面積	整備前	m <sup>2</sup>	※整備後の部屋の平面図（面積と主な付帯設備の位置がわかるもの）を添付 ※整備後の写真
	整備後	m <sup>2</sup>	
保育室面積	m <sup>2</sup>	静養室面積	m <sup>2</sup>
施行実施	着工日		
	完成日		
	開所日		
整備等の経費	工事費	円	領収書を添付

3 民設児童育成クラブ初度備品購入の実績

備品等購入費	円
備品等購入事業の内容	初度備品購入リスト（実績）

※領収書写しを添付

4 民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金実績額

補助事業の種類	支出額	補助基準額	補助率	補助金額
施設整備補助事業	円	円	1/2	円
備品購入補助事業	円	円	1/2	円
合 計	円	/	/	円



様式第3号（第7条第1項第2号関係）

草津市民設児童育成クラブ施設整備事業完了報告書

年 月 日

草津市長 宛

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった草津市民設児童育成クラブ施設整備事業費補助金については次のとおり、年 月 日に事業を完了しました。

記

- 1 設置・運営事業者名
- 2 民設児童育成クラブ施設の所在地
- 3 事業の完了年月日 年 月 日

別記様式第1号（第5条第1号関係）

別記様式第2号（第7条第1項第1号関係）

様式第3号（第7条第1項第2号関係）